

目黒区社会福祉協議会と気仙沼市社会福祉協議会との
災害時相互応援協定締結について

目黒区社会福祉協議会と気仙沼市社会福祉協議会は、それぞれの社会福祉協議会が所在する地域で大規模災害が発生し被災地の社会福祉協議会が単独では十分な災害救援活動等が実施できない場合に、必要な職員の派遣や救援資機材の提供などを内容とする「災害時における相互応援に関する協定」を締結することとなった。

- 1 協定締結に至る経緯及び協定の概要等
別添、目黒区社会福祉協議会の資料のとおり

以 上

気仙沼市社会福祉協議会との災害時相互応援協定の締結について

1 経緯

目黒区と気仙沼市においては、「目黒区民まつり」へのさんまの提供等を通じての長年の住民同士の交流、並びにこれを踏まえた行政間の平成13年9月の「災害時相互援助協定」や平成22年9月の「友好都市協定」の締結などによる交流の歴史的な経緯があるとともに、東日本大震災時以来、気仙沼市に対しての目黒区の復興支援が継続されており、さらには震災時には当協議会からも気仙沼市社会福祉協議会へ職員5名を派遣した。

現在、日本列島、いつ、どこで、どんな災害が起こってもおかしくないといわれる状況下で、災害時に行政と連携し災害ボランティアセンターの設置・運営など重要かつ大きな役割を担うこととなる社会福祉協議会においては、災害時の機能確保は必要不可欠な問題である。このため、他の社会福祉協議会との間で災害時の相互応援を約し、平常時から相互交流を深め協力関係を構築することは、災害時の相互の社会福祉協議会の役割を十分果たすことに寄与するだけでなく、災害時に備えた日常的な地域福祉活動の推進も期待できる。

上記経緯を踏まえ、気仙沼市社会福祉協議会と協議を重ねた結果、協定締結について両者の合意が得られたため、この度協定締結の運びとなった。

- 平成28年5月 中野区社会福祉協議会が東松島市社会福祉協議会と協定締結したことをきっかけとして、協定締結についての検討に着手（6月～気仙沼市社協と協議）
- 8月 気仙沼市社会福祉協議会の合意が得られる
- 10月 当社会福祉協議会の理事会・評議員会において協定締結の議決（3日）
気仙沼市社会福祉協議会理事会・評議員会において協定締結の議決（16日・26日）
- 11月 調印式（18日午後3時 目黒区総合庁舎4階特別会議室）

2 協定の概要

- (1) 協定の名称 災害時における相互応援に関する協定
- (2) 協定の目的

協定社会福祉協議会の地域で大規模災害が発生し、被災地の社会福祉協議会が単独では十分な災害救援活動等が実施できない場合に、必要な職員の派遣や救援資機材の提供などを内容とする相互応援を行うとともに、平常時においても相互交流を深め災害時に備えた地域福祉活動の推進に寄与し、協定社会福祉協議会の協力関係を構築すること。

- (3) 相互応援内容

- ア 災害救援活動等に必要な職員の派遣
- イ 災害救援活動等に必要な物資、資機材の提供
- ウ その他被災地社会福祉協議会の要請に応じた事項

- (4) 協定の発効日 協定締結の日から発効するものとする。
- (5) 協定書 別紙のとおり。

3 今後の予定

11月18日午後3時目黒区総合庁舎4階特別会議室にて、協定締結のための調印式を行う予定

災害時における相互応援に関する協定書

社会福祉法人目黒区社会福祉協議会及び社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会（以下「協定社協」という。）は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

また、協定社協は、平常時においても相互交流を深め、災害時に備えた地域福祉活動の推進に寄与できるよう努めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定社協の区域内において災害が発生し、被災地の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）が単独では十分な災害救援活動等を実施できない場合に、被災地社協とこれを応援する協定社協（以下「応援社協」という。）との協力関係について、必要な事項を定めるものとする。

（応援対象の災害）

第2条 この協定において応援の対象となる災害は、原則として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、津波、風水害等で、住民の生活に甚大な支障が生じた大規模災害とする。

（応援の基本）

第3条 協定社協間の相互応援は、社会福祉法人全国社会福祉協議会又は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会を通して行われる応援に優先して可能な範囲で行うものとする。

（応援の内容）

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害救援活動等に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- （2）災害救援活動等に必要な物資、資機材の提供
- （3）その他被災地社協の要請に応じた事項

2 応援職員は、被災地社協の指示に従い、災害ボランティアセンターの運営その他災害救援活動等に必要な業務に係る応援を行う。

（応援要請の手続き等）

第5条 被災地社協は、応援社協に対し応援を要請するときは、災害及び被害の状況並びに応援の内容等を明らかにして、第8条に定める連絡担当部署を通じて、電話、ファクシミリ、電子メール等により応援を要請するものとし、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

2 応援社協は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で速やかに応ずるも

のとする。

(平常時における応援体制の確立)

第6条 協定社協は、災害時における円滑な応援体制の確立を図るため、平常時から災害時に備えた地域福祉活動を相互協力して進めるものとする。

(経費の負担)

第7条 災害時の応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、原則として応援社協の負担とする。

(2) 支援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災地社協の負担とする。

2 前項の規定により難い場合は、協定社協間で協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第8条 協定社協は、あらかじめこの協定に関する担当部署及び担当者を定め、災害発生時には速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、協定締結の日から発効するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定社協間で協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定社協記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 月 日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区総合庁舎別館3階

社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会

会 長 _____ 印

宮城県気仙沼市東新城二丁目1番2

社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会

会 長 _____ 印